

洪水ハザードマップが改定 火災保険の補償内容確認を

知らなきや損する

マイホームにお住まいのあなた、火災保険に加入していますか。その補償内容について知っていますか。

火災保険は、建物と家財に分けて契約します。借家の場合は、家財のみの契約です。また、家財の契約では、高額な貴金属や美術品などは、保険会社に知らせておかないと保険金が支払われない場合もあるので注意しましょう。

右上の表は火災保険の補償内容です。火災による損害にとどまらず、落雷や風災・ひょう災・雪災、水災(水害)など、多岐にわたる損害を補償するのが火災保険です。保険会社によって補償内容に違いがあったり、組み合わせ方にも違いがあったりします。この組み合わせによって保険料も異なります。

まずは加入している火災保険の補償内容を確認しましょう。また、地震による火災は、火災保険では、補償されません。地震による損害は、地震保険に加入していないと補償されませんから、火災保険と一緒に地震保険に加入することになります。

ある保険会社のデータによると、火災保険で保険金の支払金額の割合が大きいのは、火災による損害ではなく、4割以上は風災・ひょう災・雪災による保険金だそうです。つまり、台風や旋風、竜巻や強風等による風災(洪水、高潮は除く)、ひょう災または豪雪や雪崩による雪災(融雪洪水を除く)による損害の補償です。

今年7月の西日本豪雨では、水害で大きな被害が出ました。

火災保険で「水災」の補償に加入してい

主な補償内容

火災・落雷・破裂・爆発
風災・ひょう災・雪災
水災(水害)
給排水設備事故による水ぬれ
外部からの飛来・落下・衝突
騒じょう等による暴行・破壊
盗難

る人には、保険会社から保険金が支払われ、生活再建の資金になります。水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れで家が流されたり、建物に損害が生じたりした場合や床上浸水による損害です。さらに家財でも水災を補償する契約に加入していれば、家財の損害も同様に補償されます。

近年は、想定を超える自然災害が多くなってきているので、私たちが住む街のハザードマップ(被害予想地図)も新しくなっています。水災に関しては「石川県洪水浸水想定区域図」と検索すると河川ごとのハザードマップを見ることができまますから、お住いの地域の危険度を確認してみてください。

万が一の想定を超えることもある自然災害への備えのために、火災保険があるのですから、補償内容の確認、見直しをしっかりと行いましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイブファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00